

第4 具体的な対応

2 フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）

フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に個人・家族ができること	
個人・家族	<ul style="list-style-type: none">● 自家用備蓄食品の活用<p>災害時には、電気・ガス・水道等ライフラインが寸断し、調理ができなくなります。また、支援物資も到着するまで時間がかかることがあります。そのため、家庭に備蓄している食品を活用します。高齢者や乳幼児等、水分不足を訴えられない人への配慮が必要です。 【P117 参考資料1「一般家庭用備蓄品リスト例」参照】</p>● 避難所で必要となる物資の確保<p>被災時には、避難所で生活に必要な物資の支給は行われるものの、個人の状態に応じた生活物資が十分補える状況ではありません。また支給がある物品でも必要時即時の配布は難しいと考え、避難所でも生活するために必要な物資を持ち出すことが必要です。乳幼児、高齢者等支援を必要とする人優先で考えます。 【P31 「平常時 ●避難物資の準備」、P123 参考資料3「避難物資の準備品例」参照】</p>● 災害時要支援者の食料確保<p>災害時、家族に食事に特別な配慮が必要な人がいるにもかかわらず、必要な食事を確保できない場合には、その旨を周囲に伝え、必要な飲料や食事を確保してもらいます。</p><div data-bbox="523 1339 1318 1608" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【食事に特別な配慮が必要な人】</p><ul style="list-style-type: none">・乳幼児・食べる機能が低下している高齢者・慢性疾患等のため食事治療を受けている人（糖尿病、腎臓病、難病、食物アレルギー等）</div>

フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に自主防災組織や町内会などができること

自主防災組織
町内会
自治振興協議会

● 地域住民の安否確認

災害発生時には、地域の実情を把握している町内会、自治振興協議会や地域の民生委員、自主防災組織等が、独居老人などを含めた地域住民の安否確認を行い、行政に情報を伝えるなどの活動を行います。被災者の状況や規模をいち早く掌握できるのは地域組織です。

【P137 様式例1「被災状況調査票（フェイズ0、1、2用）」、P138 様式例2「被災状況調査票（要支援者用）」の活用】

【優先的に確認する必要がある世帯】

- ・乳幼児・妊産婦がいる世帯
- ・高齢者世帯（高齢者のみの世帯、独居世帯）
- ・日中独居高齢者（昼間高齢者のみがいる）世帯
- ・障害者のいる世帯
- ・慢性疾患患者（糖尿病、腎臓病、難病等）がいる世帯

● 被災者への備蓄食品・支援物資の配付

被災直後には、様々なルートから、あらゆる支援物資が届きます。しかし、受入先と配布先を明確にしていなければ、特定の場所へ支援物資が集中し、必要な人（災害弱者）へ物資が届かないことが想定されます。

支援物資が適切に配布されるために、配布経路や配布方法を関係者で決め、明示しておきます。

また、必要な人すべてに行き渡るような配慮が必要です。

(1) 想定される支援物資

保存性の高い食料、取扱いが容易な食料が届く

- ・弁当、おにぎり、サンドイッチ、カップめん、菓子パン、お菓子、ジュース、水

(2) 支援物資が届く場所-保管場所-

支援物資は、地域コミュニティハウス、公共施設に届き、一時的に保管され、避難所や各家庭に配られます。

● 炊き出しの準備

災害時には、炊き出しが必要となることがあります。しかし、被災直後の混乱の中では市町村が主導で炊き出しをすることは難しく、地域の実情を把握した町内会、自治振興協議会や自主防災組織等が中心となって行うことが効果的です。

その場合、地域の実情を活かした食材調達や機材調達とともに、必要な食材確保や公共給食施設の利用等について市町村の協力支援を求めます。

<p>自主防災組織 町内会 自治振興協議会</p>	<p>フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に自主防災組織や町内会などができること</p> <p>● 行政（市町村）への報告</p> <p>ライフラインや家屋の被災状況の他、災害時要支援者の状況を把握し、不足している食料の状況や医療や施設入所が必要な人の状況について市町村へ報告を行います。</p> <p>【P137 様式例1「被災状況調査票（フェイズ0、1、2用）」、P138 様式例2「被災状況調査票（要支援者用）の活用】</p> <div style="border: 1px solid #92d050; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><報告すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者数 ・ライフラインの被害状況（電気、ガス、水道、道路等） ・災害時要支援者の数 （必要な食料の数量、医療・施設入所の必要な人の状況） ・支援物資の必要数量等 </div>
-----------------------------------	--

	フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に関係機関・団体ができること
関係機関 栄養士会	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等への巡回指導の準備 避難所等で生じる食に関する問題に個別に対応するため、巡回指導が行えるよう準備をします。 また、岡山県栄養士会や行政を通じ情報を入手するとともに今後必要となる巡回栄養指導に備え対応できる人材の確保に努めます。

	フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に関係機関・団体ができること
関係機関 看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者の受け入れ施設情報確認 人工透析を受けている人や寝たきりや体が不自由で避難所等で生活できない被災者もいます。福祉避難所が開設されるかどうか、医療機関や社会福祉施設等で入院や一時入所ができるかどうかの確認を行い、市町村・保健所と連携し、適切な受け入れができるよう準備をします。 ● 避難所等への巡回指導の準備 被災自治体や県からの要請があった場合、避難所や地域の巡回健康相談等の活動を実施するため、岡山県看護協会や行政を通じ情報を入手するとともに巡回指導が行えるよう準備をします。

	フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に関係機関・団体ができること
関係機関 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員への情報伝達（栄養改善協議会・愛育委員連合会等） 被害状況を迅速に把握するとともに、必要な会員に情報を提供するなど、災害に関する情報の共有化を行います。

フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に市町村がすべきこと	
市 町 村	<p>● 状況把握</p> <p>この時期は家庭での備蓄品以外は食料確保が難しく、住民のなかに食料への不安が広がる時です。</p> <p>被害の規模や状況を早期に把握し、今後の食生活支援の規模等を予測します。対応が困難な場合は、県民局または地域事務所へ支援を要請します。 [内容]→【P137 様式例1「被災状況調査票（フェイズ0、1、2用）」の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者数 ・ライフラインの被害状況（電気、ガス、水道、道路等） ・食料・水供給源の被害状況（スーパー、コンビニエンスストア、市場、備蓄品保管場所等） <p>● 食料・水供給の支援要請</p> <p>状況把握の結果から、必要な物資や人材を用意します。不足する場合は県民局または地域事務所に支援を要請し、食料・水供給が円滑に行えるよう調整します。</p> <p>【P139 様式例3「食料供給支援要請票」の活用】</p> <p>● 支援物資搬入ルート及び保管場所の確保</p> <p>災害時には大量の支援物資が送られてきます。すぐに消費しなければならないおにぎりや弁当等は別にして、保存のきくカップ麺や菓子類も大量に送られてきます。</p> <p>また、毛布や衣類等も送られてきますので、一時保管する場所が必要となってきます。</p> <p>コミュニティハウスや体育館、学校等は避難所となるケースが多いので、支援物資の保管場所を確保しておくことが必要となります。</p> <p>また、被災直後は道路が寸断し、トラック等車両を使用して物資を搬入することが困難になることも想定されますので、主要道路の復旧を急ぐなどして、搬入ルートを確保する必要があります。</p> <p>● 備蓄食品の活用・分配</p> <p>備蓄食品の状況や配布方法について、市町村防災部局と保健衛生部局で検討又は情報交換を行っておきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>＜活用のポイント＞</p> <p>飲料水の配布とともに、ライフラインの状況を見て、最初は熱を加えなくてよいものや調理しなくてよいもの（乾パン・缶詰・菓子類等）を優先的に配布します。避難所内の要支援者に向けた「食事ホットカード」を活用した非常食の工夫等やアレルギーや病気によって食事に特別な配慮が必要な人への対応も、地域の支援者（町内会、自治振興協議会や自主防災組織等）に情報発信できることが望ましいでしょう。</p> </div>



市 町 村

● 炊き出しの支援

状況により市町村で炊き出しを行うことが決まったら、平常時に整備した炊き出し体制をもとに、炊き出しを実施します。

<計画のポイント>

自然発生的な支援活動も多数発生すると考えられます。被災者(避難所等)への配布方法、食事の管理方法(衛生面等)、炊き出しに係わる人材等も考慮した全体計画が必要です。地域内外の関係機関へ情報発信し助力を求めるも必要です。それらを調整し、有効な支援が組めるよう、町内会、自治振興協議会や自主防災組織と協議し計画をたてます。社会福祉協議会等が中心となり、ボランティアセンターが立ち上がっていれば、強力な支援が得られるでしょう。

● ボランティア活動の支援（関係団体の調整等）

災害時に支援をしてもらえるボランティア団体（栄養士会、看護協会、愛育委員連合会、栄養改善協議会、NPO等）に対してすみやかに連絡をとり、必要な支援が得られるよう調整を行います。

	フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）に保健所・支所がすべきこと
保健所・支所	<p>● 状況把握</p> <p>管内の被災状況や住民に必要な食料が確保されているかを確認するため、被災市町村と共に、状況把握を行います。</p> <p>把握した状況は、県民局地域政策部・保健福祉課・関係部課へ報告します。</p> <p>〔内容〕→【P137 様式例1「被災状況調査票(フェイズ0、1、2用)」の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者数 ・ライフラインの被害状況（電気、ガス、水道、道路等） ・食料供給源の被害状況（スーパー、コンビニエンスストア、市場、備蓄品保管場所等） <p>● 食料・水供給に関する人的支援要請計画</p> <p>被災状況を把握し、必要な物資や人材について市町村と検討し、市町村災害対策本部へ助言します。また、食料や水を確保のために必要な人材については関係組織や団体を調整し、食料供給が円滑に行われるよう調整します。</p> <p>【P139 様式例3「食料供給支援要請票」の活用】</p> <p>● 炊き出しの実施の支援</p> <p>被災者の栄養状態の向上と適温の食事が提供されるよう、市町村の炊き出しの計画策定を支援します。</p> <p>避難所等の炊き出しをする拠点においては、栄養指導員[※]が巡回し、食品衛生監視員と連携して衛生に配慮し健康を維持できる食料の供給が行われるよう体制を整えます。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※栄養指導員とは、医師又は管理栄養士の資格を有し、住民の健康増進を図るために必要な栄養指導を行うもので、都道府県知事から命ぜられた者です。</p> </div> <p>● 難病患者の安否確認</p> <p>保健所・支所で把握している特定疾患患者等の安否を確認し、生活環境や疾患の状態を把握します。人工透析患者については、透析を行える医療機関を確保するなどし、その他医療機関受診が必要であれば、市町村や消防本部と連携して患者の搬送等の支援を実施します。</p>